

第3部 鉄道災害対策計画

自助 共助 公助

鉄道災害時に、その状況に応じて応急活動体制及び災害応急対策は、本計画によるものとする。

1 情報通信

(1) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、基本編 第6部 第9章「救助・救出計画」の定めにより実施する。

(2) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、鉄道事業者が災害発生直後に行う救護救助活動のほか、基本編 第6部 第10章「医療救護計画」の定めによる。

(3) 危険物等流出対策

鉄道災害により危険物等が流出し、又は流出するおそれがある場合は、本編 第5部「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物等による災害の防止に努めるものとする。

(4) 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、基本編 第6部 第7章「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。

(5) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

基本編 第6部 第26章「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

■情報通信連絡系統図

